

十勝ふるさと市町村圏基金事業
花と緑のネットワーク促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この制度は、生活に安らぎと潤いを与える豊かな地域の創造に向け、花と緑を守り育てる活動や美しい景観・活力ある地域づくりに広域的に取り組む市町村や団体等に対して、予算の範囲内においてその費用の全部または一部を補助するもので、十勝管内の市町村が、花と緑あふれるまちづくりという共通の視点に立ち、道路や河川沿い、市町村有林などの公共的な施設や空間（以下、「公共空間」という。）の緑化活動を一体的に行うことにより、魅力ある環境共生型社会を形成することを目的とし、その交付に関しては、十勝圏複合事務組合運営に関する規則（平成元年11月24日規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる者のうち、十勝圏複合事務組合運営に関する条例第8条第4項の規定に基づき準用する帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条に規定する暴力団及び暴力団関係事業者でないものとする。

- (1) 2以上の市町村で組織する団体
- (2) 圏域内で活動する団体で、その活動が広域的振興に資すると組合長が認める者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 公共空間における花壇（プランターを含む。）の新設、増設、維持管理等の緑化活動
- (2) 公共空間における植栽、枝打ち、間伐等の森林整備活動

2 植栽物の維持管理は、補助申請者が行うものであり、施設管理者に植栽に係る承諾（許可）を得たものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 樹木・草花の購入費（支柱、看板、プランター及び肥料等の資材購入費を含む。）
- (2) その他、組合長が必要と認めるもの

(補助の割合及び補助限度額)

第5条 補助の割合は、10分の10以内とする。また、補助限度額は、原則として次のとおりとする。

補助限度額	対象団体
40万円	補助金交付が3年目以内となる団体
20万円	補助金交付が4年目以上となる団体

補助申請額は1万円単位とし、以下切り捨てとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、組合長に対し、花と緑のネットワーク促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金交付申請額算出調書
- (4) 補助事業に要する経費等の算出内訳書
- (5) 資金収支計画書
- (6) 団体役員名簿及び会員名簿
- (7) 団体の規約または会則
- (8) その他、組合長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 組合長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 組合長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 組合長は、前条第1項の規定により補助金の交付を申請した者が十勝圏複合事務組合運営に関する条例第8条第4項の規定に基づき準用する帯広市暴力団排除条例(平成25年条例第29号)第2条に規定する暴力団及び暴力団関係事業者に該当するときは、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 組合長は、補助金の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(組合長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、組合長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更(組合長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、組合長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、組合長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに組合長に報告してその指示を受けること。

- 2 前項に定めるもののほか、組合長は、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 組合長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 組合長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 組合長が前項に規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、第17条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

ただし、組合長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書を組合長に提出しなければならない。

3 組合長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第13条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく組合長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。ならず、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第14条 組合長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員に調査させることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

第15条 組合長は、補助事業者が提出する報告書等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 組合長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を組合長の指定する期日までにとるべきことを命ずるものとする。

3 組合長は、前項の命令をする場合においては、補助事業者が組合長の指定する期日までに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第19条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業完了後30日以内に、花と緑のネットワーク促進事業実績報告書(様式第2号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて組合長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に要した経費等の算出内訳書
- (4) 補助金精算書
- (5) その他、組合長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第17条 組合長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 組合長は、第16条の実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し)

第19条 組合長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく組合長の処分に違反したとき。

(2) 暴力団等に該当することが判明したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

- 第20条 組合長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 組合長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

- 第21条 組合長は、補助金の交付の決定の取り消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

- 第22条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備えこれを整理しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の帰属)

- 第23条 補助事業によって植栽した樹木や草花の所有権は、施設等の管理者に属するものとするが、第4条の規定により補助対象となった支柱、看板、プランター及び肥料等の資材については、当該補助事業者に属するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年度 花と緑のネットワーク促進事業 補助金交付申請書

年 月 日

十勝圏複合事務組合 組合長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

印

年度 花と緑のネットワーク促進事業
事業名 _____

上記の事業に関し補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 補助金交付申請額算出調書
 - (4) 補助事業に要する経費等の算出内訳書
 - (5) 資金収支計画書
 - (6) 団体役員名簿及び会員名簿
 - (7) 団体の規約または会則
 - (8) その他、組合長が必要と認める書類

申請者は、十勝圏複合事務組合運営に関する条例第8条第4項の規定に基づき準用する帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。

申請者がこれらの者に該当することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、上記の誓約内容を確認するため、十勝圏複合事務組合が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

(様式第2号)

年度 花と緑のネットワーク促進事業 実績報告書

年 月 日

十勝圏複合事務組合 組合長 様

補助事業者 住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年度 花と緑のネットワーク促進事業

事業名 _____

年 月 日十複総指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた上記の事業は、
年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に要した経費等の算出内訳書
- (4) 補助金精算書
- (5) その他、組合長が必要と認める書類